

意見第5号

福島第1原発放射能汚染処理水の周辺環境への放出に反対する意見書

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第14条の規定により提出します。

2021年3月3日

提出者 久喜市議会議員  
猪股和雄  
賛成者 久喜市議会議員  
川辺美信  
田村栄子  
石田利春

久喜市議会議長 春山千明 様

福島第1原発放射能汚染処理水の周辺環境への放出に反対する意見書

東京電力福島第1原子力発電所の事故により発生し、現在も増え続ける多核種除去設備等処理水（放射能汚染処理水）について、昨年、経済産業省「多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会」は、水蒸気放出及び海洋放出が現実的な選択肢であり、海洋放出がより実施しやすいとの報告書を公表した。

経済産業省は、今後、政府として処理水の取扱い方針を決定するとして、同年4月から地元自治体や農林水産業者などの関係者から意見聴取を実施した。このうち、福島県漁業協同組合連合会、福島県森林組合連合会及び福島県農業協同組合中央会、福島県水産加工連合会、全国漁業協同組合連合会などは明確に反対を表明した。その他の関係機関や自治体首長からは、風評被害に対する具体策の提示や正確な情報発信の徹底が挙げられた。また、福島県の市町村議会では10月までに、県内自治体の7割にあたる41市町村が海洋放出に反対または慎重に議論すべきとの決議を行っている。また、経産省が全国民に向けて行ったパブリックコメントには4011件の意見が提出され、その多くが「処理水の安全性への懸念」「合意プロセスへの懸念」を表明している。世界からも反対の意見書や声明が政府に寄せられている。

現在タンクに貯蔵されている処理水の約7割に、告示濃度限度を上回る放射性物質が残っており、このまま海洋放出が実施されることとなれば、原発事故からの復興に向けて取り組んできた福島県民の努力が振り出しに戻ってしまう。そして、海はつながって

いる。放射性物質による汚染は、福島県に留まるものではない。これは福島県だけの問題ではなく、日本全体の問題であり、ひいては福島第1原発事故による環境汚染と海洋汚染をこれ以上拡大しないように求める世界の人々の、日本政府への疑念を増幅させることにもつながる。

放射能汚染処理水の水蒸気放出及び海洋放出の強行は、原発事故により多大な被害に苦しむ福島県民に更なる被害を与え、また日本国民の多くの懸念を無視するものである。したがって、福島第1原発放射能汚染処理水の水蒸気放出及び海洋放出に反対する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

久喜市議会

内閣総理大臣  
衆議院議長  
参議院議長  
経済産業大臣     あて  
復興大臣  
環境大臣